

「石川県における水素導入・利活用等アクションプラン策定業務」 業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

「カーボンニュートラル」の実現に向けた取り組みとして、石川県内の情勢を反映した再生可能エネルギー由来の水素導入・利活用等に向けた調査分析を行い、具体的なアクションプランの検討および策定が可能な業者を選定する。

2. 委託事業の概要

(1) 委託事業は以下の①、②に分かれており、それぞれについてプロポーザルを実施する。

①業務名:石川県における水素導入・利活用アクションプラン策定業務

「石川県内の情勢を反映した再生可能エネルギー由来の水素導入・利活用に向けた調査分析、具体的なアクションプランの検討および策定」

②業務名:石川県内企業の洋上風力発電機サプライチェーン参入に向けたアクションプラン策定業務

「石川県内企業のポテンシャルを反映した洋上風力発電機サプライチェーン参入に向けた調査分析、具体的なアクションプランの検討及び策定」

(2) 業務内容:別途提示する仕様書のとおり

※仕様書は、令和3年10月25日(月)に開催する5.説明会で配布する。なお、説明会に参加できない場合「11.問い合わせ先」に連絡することで、別途、送付する。

(3) 委託期間:委託契約締結日から令和4年2月28日(月)まで

(4) 委託費用:①12,000,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

②10,000,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

3. プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす事業者に限り、プロポーザルに参加することができる。

(1) 委託事業の内容を実施することができる者であること

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと

(3) 石川県から指名停止を受けていないこと

(4) 経済産業省から補助金交付停止措置又は指名停止措置を受けていないこと

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと

(6) 民事再生法、会社更生法等に基づく再生又は更生手続きを行っていない者

(7) 役員(役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者でないこと

(8) 政治団体でないこと

(9) 宗教団体でないこと

4. 募集方法

石川県のホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

令和3年10月21日(木)

5. 説明会 **[オンラインで実施]**

日時:令和3年10月25日(月)14時(予定)

会場:オンラインで実施

※説明会への参加を原則必須とする。

※説明会に参加される場合は「11.問い合わせ先」に電子メールにより連絡のうえ、到達確認のため電話を行うこと。

説明会の実施時間等の詳細は参加者に対し別途案内する。

※本プロポーザルに申込む予定で、説明会に参加できない場合、「11.問い合わせ先」に必ず電話で連絡すること。

6. 質問の受付及び回答

(1)受付期間

令和3年10月27日(水)17時まで

(2)受付方法

質問書(様式1)を電子メールにより、「11.問い合わせ先」まで送付したうえで、到達確認のため電話を行うこと。

(3)質問事項の回答

令和3年10月29日(金)12時までに、説明会に参加した全ての者に、電子メールで回答する。

7. 審査参加申込書及び企画提案書の提出

(1)提出期限:令和3年11月2日(火)17時必着

(2)応募方法:持参又は郵送(FAX、メールでの応募は不可)

(3)提出書類:下表のとおり

提出書類	形式	部数	様式
① 業務委託プロポーザル審査参加申込書	A4	1部	(様式2)
② 企画提案書 仕様書に記載した内容のほか下記事項を含めること ・業務実施体制とスケジュール ・類似業務の過去実績	A4	6部	様式任意

・見積金額(項目毎の内訳・詳細を記載すること) ※企画提案書の内容は「9.審査方法(1)審査基準」に記載の内容を鑑み作成すること			
③ 参考資料(組織概要等)	A4	6 部	様式任意
④ 応募資格等確認用書類 ・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)【原本】 ・県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書【原本】 (県税にあっては県税事務所又は県総合事務所税務課が発行する納税証明書、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書にあっては、税務署が発行する納税証明書(その 3 の 3 など)) ・最新の決算書 ・誓約書(様式 3 を使用する) ・定款又は寄附行為	—	1 部	

(4)提出先:下記「11.問い合わせ先」に同じ

(5)留意事項

- ① 一提案者(法人)が同一業務について複数の企画提案を行うことは認めない。ただし、異なる業務(2(1)①、②)両方に企画提案することを妨げない。
- ② 本審査に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ③ 提出された書類は、一切返却しないこととする。
- ④ プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
- ⑤ 提出された企画提案書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ⑥ 書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。
- ⑦ 提出書類の②の「業務実施体制」については、再委託先がある場合は、これを明確にし、その業務内容及び再委託金額を明記すること。
- ⑧ 提出書類の②、③については、全体で A4 規格 20 頁以内とすること。

8. 審査会の実施 **[オンラインで実施]**

- ・実施日 令和 3 年 11 月 10 日(水)

(留意事項)

- ・プロポーザル応募者の審査会参加は必須とする。
- ・1 者あたりの時間は、25 分(プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分)とする。
- ・応募者が 3 者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類選考により、上位 3 者を選定する。
- ・説明は企画提案書に基づいて実施すること。

- ・審査会の時間・場所、プレゼンテーションのための企画提案書の必要部数などは、別途、連絡する。

9. 審査方法

(1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類及び必要に応じて実施するプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者及び次点者を特定する。

評価項目	業務実施体制 スケジュール	必要な人員を確保し、本業務を効率的に実施できる体制が提案されているか。 (個人情報の保護・機密保持、危機管理体制を含む)
	類似業務の実績	過去に同様の業務を受注した実績を有しているか。
	見積金額	内容に鑑み適正なものとなっているか。
	提案内容の適格性	業務の手順・手法が適当で実現性があるか。
	提案内容の新規性	提案内容に独自の視点、新規性が見られるか。
	業務実施の工夫	本業務を効率的に実施するための工夫が見られるか。

(2) 優先交渉権者の決定及び選考結果通知

- ① 審査において総合的に評価し、最も優れた者及び次点者を特定する。
- ② 審査で特定した最も優れた者から委託契約の締結交渉を行う。
- ③ 審査結果(書類選考結果含む)は各提案者に文書をもって通知する。

10. 契約締結について

契約内容は、企画提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

11. 問い合わせ先

石川県商工労働部産業政策課次世代産業創造グループ

担当: 小西、田甫
タニ ホ

住所: 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1

電話: 076-225-1513(平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで)

メールアドレス: sanren-sd@pref.ishikawa.lg.jp